

香芝市上下水道事業告示第7号

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)附則第7条による改正前の地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき検針及び開閉栓等業務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第12号)第5条による改正前の地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示する。

令和6年4月1日

香芝市上下水道事業の管理者の権限を行う市長
香芝市長 福岡憲宏

1. 委託した業務

- ・開閉栓業務
- ・水道料金等収納及び滞納整理業務
- ・採水業務(毎日検査)
- ・検針業務
- ・量水器取替業務
- ・上下水道部受付等業務

2. 委託を受けた者

大阪府豊中市服部本町二丁目8番19号
関西水道用品株式会社

3. 委託した期間

令和6年4月1日から
令和6年6月30日